

藤岡市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月サービス提供分より適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位								
種類	項目													
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき							
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき						
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき					
A2	2211	訪問型独自サービス12日割												
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき					
A2	2321	訪問型独自サービス13日割												
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき						
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割							日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12							(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割												
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13							(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割												
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき						
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割							日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12							(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割												
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13							(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割												
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10%減算	1月につき						
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15%減算							
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12%減算							
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15%加算	1月につき						
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15%加算	1日につき						
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10%加算	1月につき						
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10%加算	1日につき						
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5%加算	1月につき						
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5%加算	1日につき						
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算		200							
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき						
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200							
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算		50	1回につき						
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の	270/1000 加算	1月につき							
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	287/1000 加算								
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	249/1000 加算								
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	266/1000 加算								
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	207/1000 加算								
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	170/1000 加算								

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止

藤岡市通所型サービス(独自)サービスコード表

令和8年6月サービス提供分より適用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割			日割の場合	÷ 30.4日	59単位	59	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12			事業対象者・要支援2		3,621単位	3,621	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割	日割の場合	÷ 30.4日		119単位	119	1日につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1				(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2					事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20		
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		1月につき	
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算			
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止

藤岡市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月サービス提供分より適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	442単位		442	1月につき	
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438		
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		4 単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位		434
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4単位減算	438単位		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算		300		
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算		300		
AF	6207	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算11	ニ 介護職員等処遇改善加算	9単位加算		9		
AF	6208	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算12		15単位加算		15		
AF	6209	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算13		16単位加算		16		
AF	6210	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算14		22単位加算		22		

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止